

利用調整基準（区分）

詳細	区分
【市内保育士優先利用調整】 保護者が保育士の資格又は保育士に準ずる資格（国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士）を有しており、寝屋川市の区域内に所在する保育所等において、常勤又は常勤に準ずる者として月140時間（休憩時間含む）以上就労している又は就労することが内定している場合	I
【きょうだい優先利用調整A】 申請児童のきょうだいが（入園希望日時点において）2・3号認定で利用している保育所等を希望する場合	II
【きょうだい優先利用調整B】 申請児童のきょうだいが（入園希望日時点において）2・3号認定で希望施設を利用しておらず、2人以上のきょうだいが同時に同一保育所等を希望する場合	III
【通常利用調整】 区分Ⅰ～Ⅲに該当しない場合	IV

利用調整基準（基礎指数）

保育要件		詳細				基礎指数
		就労（学）時間	指数A	通勤（学）時間	指数B	
就労	・外勤 ・自営業中心者 （開業届あり）	月180時間以上の就労	7	1時間30分以上の通勤時間	1.5	A+Bの 合計点
		月140時間以上180時間未満の就労	6.5	1時間以上の通勤時間	1	
		月100時間以上140時間未満の就労	6			
		月64時間以上100時間未満の就労	5.5	30分以上の通勤時間	0.5	
	・自営業中心者 （開業届なし） ・自営業協力者 ・内職	月64時間以上の就労	5.5	1時間30分以上の通勤時間	1.5	A+Bの 合計点
				1時間以上の通勤時間	1	
				30分以上の通勤時間	0.5	
就学・職業訓練		月140時間以上の就学	6.5	1時間30分以上の通学時間	1	A+Bの 合計点
		月100時間以上140時間未満の就学	6			
		月64時間以上100時間未満の就学	5.5	1時間以上の通学時間	0.5	
疾病・負傷	常時病臥	現に常時病床に伏しており、今後もその状態が継続すると医師の診断により証明されている者				7
	入院	1か月以上入院している、またはすることが医師の診断により証明されている者				6.5
	一般療養	療養のため家庭保育が困難であることを医師の診断により証明されている者				6
障害	重度	身体障害者手帳1または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をもつ者 身体障害者手帳3～6級および療育手帳B1以上をもつ者 特定医療費（指定難病）受給者証および障害年金1級・特別児童扶養手当1級をもつ者 要介護認定3～5を受けている者				7
	中度	身体障害者手帳3級、療育手帳B1またはB2、精神障害者保健福祉手帳2級を取得している者 要介護認定1または2を受けている者、障害年金2級の受給資格をもつ者				6.5
	軽度	中度・重度にあたらない障害をもつ者				6
介護・看護	重度	<u>同居の被介護・看護者が下記の状態であるもの</u> 身体障害者手帳1または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をもつ者 身体障害者手帳3～6級および療育手帳B1以上をもつ者 特定医療費（指定難病）受給者証および障害年金1級・特別児童扶養手当1級をもつ者 要介護認定3～5を受けている者				6.5
	中度	<u>同居の被介護・看護者が下記の状態であるもの</u> 身体障害者手帳3級、療育手帳B1またはB2、精神障害者保健福祉手帳2級を取得している者 要介護認定1または2を受けている者、障害年金2級の受給資格をもつ者				6
	軽度	<u>同居の被介護・看護者が下記の状態であるもの</u> 中度・重度にあたらない障害をもつ者				5.5
妊娠・出産		妊娠中又は出産後間がない者（産前8週から産後8週の日が属する月末まで）				5
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている者				5
求職活動		求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている者				5
虐待等		虐待を行っている又は再び行うおそれがある者				5

利用調整基準（世帯状況に応じた加点）

詳細	加点
虐待を行っているまたは再び行う恐れがある	15
震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている	15
ひとり親世帯である（児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成制度の認定を受けている方）	8
世帯に妊産婦がいる	3.5
父母以外が養育している	2
65歳以下の保育可能な同居祖父母がいない（65歳以下の同居祖父母がいる場合、保育の必要な事由を証明する書類提出が必要）	2
申請児童が障害児その他特別な支援を必要とするもので、関係機関から保育の必要性を認められている	2
世帯に重度・中度認定の障害者がある（上記「申請児童が障害児その他特別な支援を必要とするもの」の加点を受けるもの除く）	0.5
申請児童の中に多胎児がいる	0.5
単身赴任中の保護者がいる	0.5
保育要件の喪失その他の理由により内定取消または退園となったとき （内定取消の場合、利用希望開始日が属する年度末まで有効。退園の場合、退園日が属する年度末まで有効）	-1※
入所内定を辞退したとき（利用希望開始日が属する年度末まで有効） （9ページ記載の「配慮が必要な児童」が保育所等の体制により入園保留となった結果、辞退する場合は除く）	-2※

※減点の有効期間内は保育士優先利用調整、きょうだい優先利用調整は無効となります。

利用調整基準（最終調整）

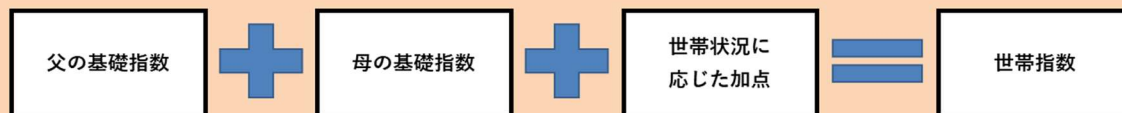
詳細	調整順
保護者のうち基礎点数が低い方を比較し、基礎点数が高い世帯	↓
保護者のうち保育要件の優先度が高い方を比較し、優先度が高い世帯 保育要件の優先度：虐待→災害復旧→妊娠・出産→障害→介護→看護→疾病・障害→就労→就学→求職活動	↓
小学校就学前児童が多い世帯	↓
申請児童からみて小学校6年生以下のきょうだいが多い世帯	↓
保護者ひとりあたりのひと月の就労または就学日数が多い世帯	↓
保護者ひとりあたりのひと月の就労または就学時間が長い世帯	↓
保護者ひとりあたりのひと月の通勤または通学時間（片道）が長い世帯	↓
抽選	↓

【利用調整方法について】

(1) 保護者（父と母）の基礎指数を合算したものに世帯状況に応じた加点を加えて世帯指数とします。

※基礎指数、世帯状況に応じた加点は希望利用開始日時点の状況をもって指数付けします。

※ひとり親は保護者指数がひとり分となりますが、「世帯状況に応じた加点」にて加点項目を設けています。



(2) 区分ごとに世帯指数の高い方から利用調整を行います。区分をまたいで利用調整を行うことはありません。

※以下の児童に限り優先で利用調整を行います。

- ・令和6年度中に待機児童保育施設に入園した児童
- ・令和6年度末時点で国松保育園・おひさま保育園・千成ヤクルトつばめKIDS保育園に在籍しており、在籍施設を卒園する児童



(3) 世帯指数が同じで優先順位に差がつかない場合、「最終調整」で優先順位を決定します。